

市町村や事業所の皆様、

支援の**困**りごと 抱えていませんか？

こんな悩みを、どこかに
相談できたらいいのになあ……。



お子さん

- 発達を促すための関わり方が分からない。
- 不器用な子に道具の使い方を促したい。
- 姿勢や動作が気にかかるお子さんには、どんな支援が必要なの？
- 家族への関わり方を相談したい。

障害のある方

- 支援学校卒業後、新しい環境になじめず、本人も支援者も悩んでいる。
- 社会参加(サービス利用、就労等)を促したい。
- 計画の支援方針・目標を見直したい。
- 本人・家族の高齢化に伴い、介護負担が軽くなる環境に整えたい。

難病の方

- 本人にとってより良い生活環境を考えたい。
- 本人との意思疎通が難しくなってきた。
- 本人・家族の病気や障害の理解が難しく、支援が円滑に進んでいない。
- 本人がしたいことを続けられる方法を知りたい。

高齢者

- 退院後、体力や元気がなくなった方に、どのような対応ができるのだろう。
- 出来ていた動作が難しくなったので、生活の工夫等の助言がほしい。
- 在宅生活を支援できる方法を知りたい。

宮城県では、障害児・障害者・高齢者の支援に関わる関係機関（市町村、事業所等）に対し、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）等による相談支援事業を実施しています。

〔内 容〕

- 個別相談（障害児者等相談支援事業）
- 研修会や勉強会の講師、その他事業やサービスに対する支援（障害児者支援機能強化事業）

まずは、裏面に掲載しております、各圏域の保健福祉事務所までお気軽にお問い合わせください。

こういう悩みでも
電話していいのね～！



地域名（圏域）	事務所	TEL
仙南	仙南保健福祉事務所（成人・高齢班）	(0224)53-3120
塩釜・岩沼・黒川	仙台保健福祉事務所（健康づくり支援班）	(022)363-5503
大崎・栗原	北部保健福祉事務所（健康づくり支援班）	(0229)87-8010
石巻・登米	東部保健福祉事務所（健康づくり支援班）	(0225)94-6124
気仙沼	気仙沼保健福祉事務所（成人・高齢班）	(0226)22-6614
県全域	リハビリテーション支援センター （リハビリテーション支援班）	(022)784-3588

知って
おきたい！

高次脳機能障害に 関する相談窓口

医療機関の窓口

東北医科薬科大学病院 高次脳機能障害支援センター

仙台市宮城野区福室 1-12-1
TEL (022) 259-1221 (代表)

○高次脳機能障害の相談や評価・診断・訓練を行い、社会復帰までの道のりを様々な形でお手伝いさせていただきます。とりわけ、評価診断を含めた医学的リハビリテーションに力を入れています。医師、看護師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、ソーシャルワーカーなどの専門職がチームを組んで行います。

○他の病院や地域の保健福祉事務所、市町村窓口との連携はもちろんのこと、就労に関連した支援には、障害者職業センターや就労支援施設等と連携します。また、復学に向けて、学校など教育現場との情報交換も行います。

行政機関の窓口

お住まいの市町村の障害福祉相談窓口へご相談下さい。

宮城県では高次脳機能障害者を支援するための事業を実施しており、各種相談・問い合わせに対応しております。高次脳機能障害に関する詳しいことを知りたい場合は、下記のセンターに気軽にご相談下さい。

宮城県リハビリテーション支援センター リハビリテーション支援班

宮城県リハビリテーション支援センター

検索

名取市美田園 2-1-4
TEL (022) 784-3588
E-mail:rehabilis@pref.miyagi.lg.jp

お近くの保健福祉事務所でも高次脳機能障害に関する様々な相談をお受けしています。

仙南保健福祉事務所	母子・障害班	(0224) 53-3132
仙台保健福祉事務所(塩釜)	母子・障害第二班	(022) 365-3153
仙台保健福祉事務所沼支所	地域保健班	(0223) 22-2189
仙台保健福祉事務所黒川支所	地域保健班	(022) 358-1111
北部保健福祉事務所(大崎)	母子・障害第二班	(0229) 87-8011
北部保健福祉事務所栗原地域事務所	母子・障害班	(0228) 22-2118
東部保健福祉事務所(石巻)	母子・障害班	(0225) 95-1431
東部保健福祉事務所登米地域事務所	母子・障害班	(0220) 22-6118
気仙沼保健福祉事務所	母子・障害班	(0226) 21-1356

◆仙台市にお住まいの方は、下記のセンターでも相談をお受けしています。

仙台市障害者総合支援センター (ウェルポートせんだい)

仙台市泉区泉中央 2-24-1
TEL (022) 771-6511

高次脳機能障害 を知ろう

見えない障害

突然家族の誰かが交通事故にあい、
その後、体は元に戻ったが、
家族のことがわからない、
今日の出来事も思い出せない、
ぼんやりしている、怒りっぽくなった等の症状が現れ、
どこか事故前と違う人になったように思えたら、
あなたはどうしますか？

どうぞご相談ください

 宮 城 県

高次脳機能障害の主な症状とその対応

高次脳機能障害とは、病氣や事故の後遺症としてみられる障害です。生活の中でそれまでできていたことができなくなって、生活しづらくなります。一見してわかりにくく、見えない障害とも言われています。

主な原因	脳血管障害	脳出血・くも膜下出血・脳梗塞(脳塞栓, 脳血栓)
	脳外傷(頭部外傷)	交通事故・転落・転倒などによる硬膜外血腫・脳内出血・脳挫傷・びまん性軸索損傷
	その他	脳炎・低酸素脳症・脳腫瘍

記憶障害

物事が覚えにくく、思い出しにくいなどの症状がみられます。

症状

- 約束や予定を忘れる
- 何を食べたか思い出せない
- 薬を飲むのを忘れる
- 話した内容を忘れる、同じことを繰り返し質問する
- 電話をかけたこと、かかってきたことを忘れる

対応例

- 予定や約束事はメモをしたり、貼り紙をする
- 日常生活をなるべく決まった日課に沿って送る
- 物をしまう時には決まった場所や種類ごとに入れる
- 記憶を助けるものとしてメモや手帳、カレンダーや日記等を利用する

注意障害

集中できないことで、物事がはかどりにくくなるなどの症状がみられます。

症状

- 一つのことを続けられない
- 作業の途中で他の作業に切り替えることができない
- 目の前にある物に気づかない
- 二つのことを同時に行くと混乱する(例 電話しながらメモをとる)

対応例

- 声かけは一つずつ
- 集中できる環境作り
- こまめに休憩を入れる
- 目や耳で気づきやすいように工夫する(例 付箋やアラーム付タイマーなど)
- 声を出して確認する

遂行機能障害

目的にかなった計画(段取り)や行動ができにくくなる症状がみられます。

症状

- 行動の一つ一つに指示を必要とする
- 優先順位がつけられない
- 自分勝手に行動してしまう
- 自分で計画を立ててものこごとを実行することができない

対応例

- 集中できる環境を整える(例 テレビを消すなど)
- 声かけやヒントを示す(例 絵や図、文字など)
- 作業時間や作業工程を区切る(例 タイマー、休憩など)

社会的行動障害

状況に適した行動が取れない、感情のコントロールがうまくできないなどの症状がみられます。

症状

- 何もしない、意欲がわかない、気持ちが沈みがちになる
- 突然興奮したり怒り出す
- 不安になる
- 我慢できない
- 他人とうまく交流できない

対応例

- 落ち着く環境を整える
- 注意を他のものに向ける
- 時間を決めて行動する
- あらかじめ予定を伝える
- 統一した対応をする

気になる症状があれば、御相談ください。

高次脳機能障害の診断基準について

- I 主要症状等 1. 脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認されている。
2. 現在、日常生活または社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害などの認知障害である。
- II 検査所見 MRI, CT, 脳波などにより認知障害の原因と考えられる脳の器質的病変の存在が確認されているか、あるいは診断書により脳の器質的病変が存在したと確認できる。
- III 除外項目 1. 脳の器質的病変に基づく認知障害のうち、身体障害として認定可能である症状を有するが、上記主要症状(I-2)を欠く者は除外する。
2. 診断にあたり、受傷または発症以前から有する症状と検査所見は除外する。
3. 先天性疾患、周産期における脳損傷、発達障害、進行性疾患を原因とする者は除外する。
- IV 診断 1. I~IIIをすべて満たした場合に高次脳機能障害と診断する。
2. 高次脳機能障害の診断は脳の器質的病変の原因となった外傷や疾病の急性期症状を脱した後に行う。
3. 神経心理学検査の所見を参考にすることができる。

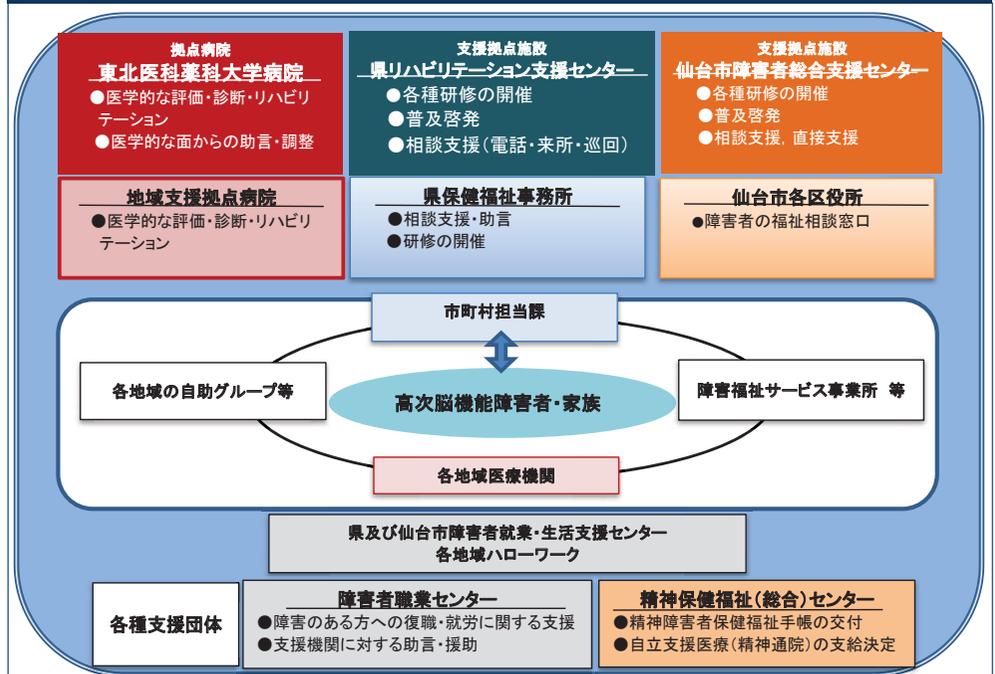
なお、診断基準のIとIIIを満たす一方で、IIの検査所見で脳の器質的病変の存在を明らかにできない症例については、慎重な評価により高次脳機能障害者として診断されることがあり得る。

(出典：厚生労働省・国立リハビリテーションセンター)

福祉制度の利用について

- 高次脳機能障害は、精神障害者保健福祉手帳の申請が可能です。
- 障害者総合支援法における障害福祉サービスの対象です。
高次脳機能障害者は、精神障害者保健福祉手帳をもっていない場合でも、自立支援医療受給者証(精神通院医療)や医師の診断書があれば、障害福祉サービスの支給申請が可能です。
- 脳血管疾患(特定疾患)を原因とする40歳以上の高次脳機能障害者は、介護保険制度の申請ができます。
- 条件を満たしていれば、高次脳機能障害は障害年金の受給対象になります。

宮城県の高次脳機能障害者支援体制図





障害者検診



障害者 検診とは



- 身体機能や生活機能が維持できているか不安がある
- 二次障害の予防を目的に身体の機能をチェックしたい
- 身体の障害について相談したいが、どこに相談すればよいか分からない

身体機能（筋力、関節の動き、歩行速度等）を評価し、身体状況に関するお悩みに対して、リハビリテーション科専門医・リハビリテーション専門職等がアドバイスをを行います。

対象者

1. 県内で在宅生活をしている方
2. 身体障害者手帳(肢体不自由)を所持している18歳以上の方
3. 当センター及び他病院・施設で継続的なリハビリを受けていない方
4. 上記1～3以外で、当センター医師が必要と認めた方

期間 ・ 内容



【実施期間】

毎年、5月から12月までの月2回

【内 容】

1. 受付：郵送された問診票と質問用紙を受付に提出します。
2. 問診、評価・計測：身長、体重、血圧、肺活量、筋力、関節の動き、歩く速さ、ADL(日常生活動作)を計測・評価します。併せて、問診票等の内容を確認します。
3. 医療相談：リハビリテーション科専門医が検診結果をお伝えし、個々に応じます。

◇所要時間は全部で2時間程度です。

◇手足の太さを計測するため、肘上10cm・膝上15cmまで捲くれる服装でお越しください。

【会 場】

まなウエルみやぎ(宮城県リハビリテーション支援センター)
宮城県名取市美田園2丁目1番地4

【費 用】

無料

※診察を希望された場合は保険診療(有料)での対応となります。

検診の様子

1. 受付



2. 問診、評価・計測



3. 医療相談



【お申込み方法】 予約制・先着順です。電話でお申込みください。

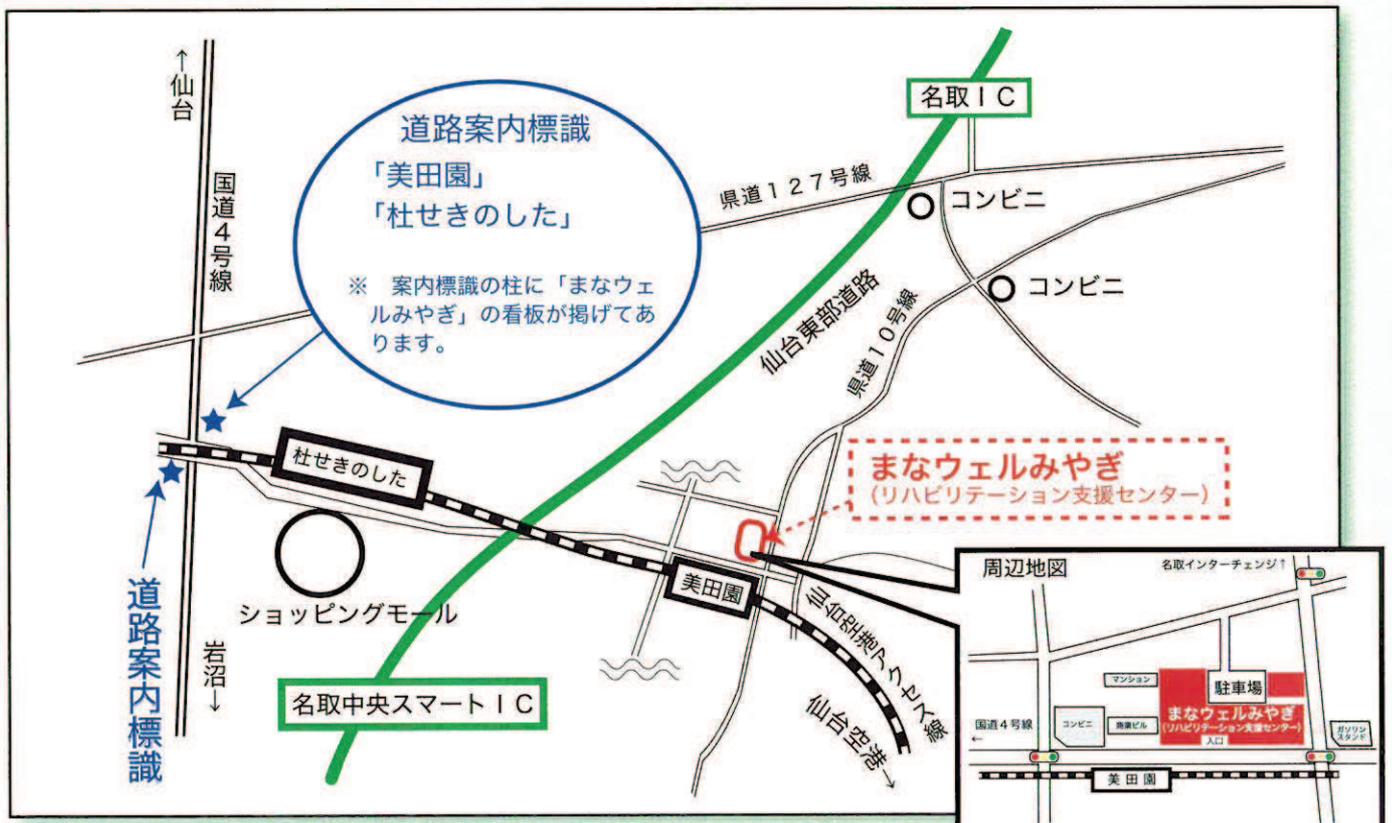
【お申込み・お問合せ】

宮城県リハビリテーション支援センター クリニック班

TEL:022-784-3592 FAX:022-784-3593



【会場までの地図】



令和5年度福祉・介護職員等処遇改善加算及び特定処遇改善加算の届出について

令和5年4月1日から当該加算を算定する場合は届出が必要となりますので、当該加算を算定する事業所については、厚生労働省通知を御確認の上、以下のとおり届出願います。

1 届出期日

郵送：令和5年4月14日（金） メール：令和4年4月15日（土） いずれも必着

※期日を過ぎて到着した場合は、6月以降からの加算適用となりますので、期日を厳守願います。

2 届出先

(1) 仙台市以外の事業所を法人一括届出する場合

…**県障害福祉課**

(2) 仙台市以外の事業所を単独届出する場合

イ 居宅介護，重度訪問介護，行動援護，同行援護，重度障害者等包括支援，共同生活援助，短期入所及び障害児通所支援（通所による障害福祉サービスとの多機能の場合及び児童発達支援センターの場合を除く。）

…**事業所を所管する県保健福祉事務所又は同地域事務所母子・障害担当班**

ロ イ以外の障害福祉サービス，障害児入所支援及び障害児通所支援（通所による障害福祉サービスとの多機能の場合及び児童発達支援センターの場合のみ）

…**県障害福祉課**

(3) 基準該当事業所の場合

…指定を受けている市町村の障害福祉担当課。なお，法人一括届出により他の指定障害福祉サービスを併せて届出する場合は，同じ届出を県障害福祉課へも提出願います。

※ 仙台市内の事業所の届出先

…**仙台市障害者支援課指導係**

3 届出書類

「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算及び特定処遇改善加算（提出書類チェックリスト）」のとお

※チェックリスト及び各届出様式は、以下の県障害福祉課ホームページに掲載していますので参照願います。

<https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/syoguukaizen001.html>

4 留意事項

(1) 計画書の提出について

- ・ 令和3年度より計画書への法人印の押印が廃止されましたので、今後提出する際はメールでデータでの提出を推奨しております。(郵送による提出でも構いませんが、期日必着であること予めご了承ください)

(2) 賃金改善の対象者

- ・ 法人代表者（代表取締役、代表社員、代表理事等）は対象となりません。
- ・ 法人役員であっても、該当職種に従事しており、役員報酬とは別に賃金が支払われていれば、その賃金に対する改善分については加算の充当が認められます。

(3) 介護保険法の「介護職員処遇改善加算」との按分について

- ・ 介護保険法の訪問介護と障害者総合支援法の居宅介護等の訪問系サービスの両方を行っている事業所で職員が両方のサービスに従事している場合
- ・ 介護保険法の「介護職員処遇改善加算」と障害者総合支援法の「福祉・介護職員処遇改善（特別）加算」の両方により賃金改善を行うことは可能ですが、それぞれに処遇改善計画書を作成し、提出する必要があります。
- ・ また、賃金改善額を業務に従事している割合等で介護と障害の事業分に按分するなどして改善計画を作成し、改善額が重複しないように賃金改善を行う必要があります。

担当：宮城県保健福祉部障害福祉課運営指導班（022-211-2558）

就労継続支援A型における生産活動について

1. 経営改善計画書の提出について

(1) 前提

- ・ 就労継続支援A型事業所では、「生産活動の収益」が「利用者の賃金総額」を「上回らなければ」ならない。
- ・ この指定要件を満たしていない場合、事業者は経営改善計画書を提出しなければならない。

(2) 本県の状況（令和4年3月末時点）

- ・ 本県で赤字のA型事業所のうち、経営改善計画書を提出しているのは「23.5%」。 「全国ほぼ最低」の水準。

※参考：「全国平均 88.3%」「仙台市 90.9%」

(3) 今後の対応

- 今後は、対象となる全ての事業所に経営改善計画書の提出を求めていく。
- すでに赤字の事業所は、すぐに計画策定に着手していただきたい。
- また、赤字の状態は指定基準違反なので、改善の兆しが見られない事業所については、段階に応じて是正の勧告・命令等の措置を講じ、さらには「指定の効力の一部停止」や「指定の取消し」等の処分を検討する。

就労継続支援A型における生産活動について

2. 賃金の向上について

- 令和3年度の本県の平均賃金月額は76,096円。
- これは全国で下から13番目。
- 賃金額は全国平均を約7%下回る。（参考：全国平均 81,645円）
- 今後は、さらなる賃金の向上に向けて取り組んでいただきたい。

(電子メール施行)

障 号 外
令和5年3月 日

指定障害福祉サービス事業所等運営法人代表者殿

宮城県保健福祉部障害福祉課長
(公印省略)

前年度の事業実績が要件となる加算等の届出について (通知)

本県の障害福祉行政の推進につきましては、日頃格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、届出に係る加算等については、届出が毎月15日以前になされた場合には翌月から、16日以降になされた場合には翌々月から、それぞれ算定を開始することとされているところ、「前年度の平均利用者数」や「前年度の就労定着者数」等、前年度の事業実績が要件となり、令和5年4月1日から算定を開始する加算等については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間の実績を届け出ることが条件となっていることから、届出期限等の取扱いを下記のとおりとしますので御承知願います。

記

1 届出期日

ア) 基本報酬…郵送：令和5年4月14日(金) ※必着

メール：令和5年4月15日(土)

就労移行支援、就労継続支援A・B型及び就労定着支援(以下「就労系サービス」という。)については、前年度等の実績に基づき、基本報酬の区分が決まるため、提出期限を上記のとおりとします。

イ) 前年度実績を要件とする加算…令和5年4月14日(金) ※必着

メール：令和5年4月15日(土)

令和5年4月分から算定を開始する加算の中でも、「前年度の平均利用者数」や「前年度の就労定着者数」等、前年度の事業実績を要件としている場合、令和4年4月1日から令和5年3月31日までの1年間の実績を届け出ることが条件となっていることから、提出期限を上記のとおりとします。

(例：人員配置加算など)

なお、上記期限を過ぎての届出であっても、令和5年4月末までに届出があった場合は、4月のサービス提供分から加算を取得することが可能です。ただし、その場合は4月分の報酬について過誤調整を行い、6月に請求することとなりますので、御注意願います。

2 届出様式

県障害福祉課ホームページに掲載しておりますので、御活用願います。

- ・介護給付費等の算定に係る届出書等

(<http://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/kasan001.html>)

3 留意事項

・就労系サービスの基本報酬は過年度実績に基づいて算定することとなっておりますが、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、令和4年度の基本報酬の算定に要する過年度実績については、令和3年度だけでなく、令和2年度、令和元年度及び平成30年度の実績による算定が可能と示されています。また、令和5年度の取扱いについても、今後、国から別途、取扱いに関して通知されることが想定され、国から通知があり次第、県からメールで周知します。各事業所におかれましては、国の通知の内容も参考に来年度の基本報酬の届出を期日まで提出いただくようお願いいたします。

- ・当該加算等を4月から新たに算定することについて、利用者等に十分に説明願います。

・令和4年度に、前年度の事業実績が要件となる加算を算定していた事業所等において、令和5年4月からも当該加算を算定する場合には、引き続き要件を満たしている事を必ず確認した上で、算定してください。(この場合、変更の届出は不要です)

・要件を満たさない場合は、速やかに変更又は終了を届出願います。ただし、基本報酬(就労移行支援、就労継続支援A型並びにB型及び就労定着支援のみ)、就労移行支援体制加算、移行準備支援体制加算及び就労定着実績体制加算については、変更の有無に関わらず届出必須とします。

4 提出先

指定事務を所管する担当班(当課運営指導班又は各保健福祉事務所(地域事務所)母子・障害(第二)班)に届出願います。

※…仙台市内の事業所(仙台市から指定を受けている事業所)については、仙台市に提出が必要です。

5 参考

福祉・介護職員処遇改善(特別)加算については、毎年度届出が必要です。

令和5年度分については、令和5年4月14日(金)までに御提出願います。

(前年度の事業実績が要件となる報酬加算と異なり、期限を過ぎて提出すると、4月からの報酬算定が認められません)

実地指導における指摘事項の踏まえた注意点等について

実地指導において特に指摘事項が多いのは、以下の加算になります。

1 送迎加算

(1) 概要

指定障害福祉サービス事業所が利用者に対して送迎を行っており、事前に県に届け出た場合に所定の単位数を算定するもの。

(2) 加算を算定できない例

① 居宅以外を送迎場所にしてしたが、利用者の同意書がなかった。

⇒居宅以外でも、最寄り駅等の集合場所との送迎が可能ですが、特定の場所を定めて、事前に利用者から文書で同意を得る必要があります。

また、利用者や事業者の都合により、あらかじめ定めた場所以外の場所へ送迎した場合も、加算を算定できません。

② 送迎の記録がなかった。

⇒送迎加算の算定のためには、実際に利用した記録の整備が必要です。送迎加算を算定する場合は、利用日ごとに、誰がいつ利用したのか確認できる記録をつけてください。

2 食事提供体制加算

(1) 概要

低所得者等である利用者に対して、事業所の責任において、利用者に対する食事の提供のための体制を整えている場合に、一日につき所定の単位数を加算するもの。

(2) 加算を算定できない例

① 外部から弁当等を購入して提供している場合

② 出前等による食事を温め直して提供している場合

⇒事業所外で調理された食事を搬入し、提供する場合は、クックチル・クックフリーズにより冷蔵・冷凍されたものを再度加熱して提供するか、クックサーブによって温かいまま提供するもので、運搬手段及び衛生上適切な措置が取られている場合に加算の算定が認められます。

⇒調理を外部業者に委託する際には、利用者への食事提供に係る最終的な責任が事業所にあることを認識し、体制を整えてください。

③ 事業所に従事する調理員または業務委託をした第三者以外の者が調理をしている場合

⇒訓練の一環として、利用者が利用者の食事の調理を行っている場合には加算を算定できません。

なお、支援員等が調理を担当している場合は、調理に従事した時間は支援員等として業務に従事した時間から除外しますので、人員配置の確認の際には御注意願います。

3 欠席時対応加算

(1) 概要

利用者がサービスの利用を予定していた日に、急病などでその利用を中止した場合において、前々日、前日、当日に連絡があり、利用者・家族との連絡調整その他の相談援助を行い、利用者の状況や相談援助内容等を記録した場合に、一月につき4回まで算定できるもの。

なお、当該加算を算定する場合は、キャンセル料の徴収は行わないこととする。

(2) 加算を算定できない例

① 欠席時対応の記録がない、または不十分だった場合

⇒利用者が欠席しただけでは加算の対象とはなりません。利用者・家族に対する相談援助を行うとともに、その記録を残す必要があります。

最低限、欠席の連絡を受けた日時、欠席の連絡をしてきた相手、欠席の連絡を受けた職員名、欠席した理由、次回の利用予定を記録してください。

② 利用者が事業所を休んだ理由が事前に予測できた場合

⇒利用者本人の急病以外でも、介護する家族の急病や急な法事など、事前に予測不可能な理由による欠席は加算の対象となります。しかし、定期的な通院など、事前に予測可能な理由による欠席は加算の対象とはなりませんので御注意願います。

障害者虐待の更なる推進

障害者虐待防止の更なる推進のため、運営基準に以下の内容を盛り込む。

※ 令和4年度より義務化されている

- ① 従業者への研修実施（義務）
- ② 虐待防止のための対策を検討する委員会として虐待防止委員会を設置するとともに、委員会での検討結果を従業者に周知徹底する（義務（新規））
- ③ 虐待の防止等の責任者の設置（義務）

※ 小規模な事業所においても過剰な負担とならず、効果的な取組が行えるような取扱いを提示。

【例】

- ① 協議会や基幹相談支援センター等が実施する研修に事業所が参加した場合は研修を実施したものとみなす。
- ② 事業所単位でなく、法人単位での委員会設置も可
- ③ 委員会には事業所の管理者や虐待防止責任者が参加すればよく、最低人数は設けない

身体拘束等の適正化の推進

- 入所系・通所系のサービスにおいては、運営基準に事業所が取り組むべき事項を追加するとともに、減算要件の追加を行う。
- 訪問系サービスにおいても、知的障害者や精神障害者も対象としており、身体拘束が行われることも想定されるため、運営基準に「身体拘束等の禁止」の規定を設けるとともに、「身体拘束廃止未実施減算」を創設する。

【運営基準に追加すべき規定の内容】（令和5年3月現在全て義務）

- ① 身体拘束等を行う場合、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録すること。
- ② 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- ③ 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- ④ 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

※ 虐待防止の取組で身体拘束等の適正化について取り扱う場合には、身体拘束等の適正化に取り組んでいるものとみなす。

【減算の取り扱い】

令和5年4月からは、対象となる全てのサービスについて、運営基準の①から④を満たしていない場合、基本報酬を減算する。
(身体拘束廃止未実施減算 5 単位/日)

- 虐待防止、身体拘束適正化に関する国の通知や規定・指針（例）は、下のURLのページの中段に掲載。

→ <https://www.pref.miyagi.jp/site/syoufuku-top/ks24009.html>

非常災害への対応について

1. 総論

障害福祉サービス事業所では、火災、水害、土砂災害、地震、津波等の各種災害が発生した際に、利用者の安全を確保するために、以下のような措置を講じる必要がある。

- 消火設備その他の非常災害に際して必要な設備の設置等
- 非常災害対策計画の策定
- 消防機関等の関係機関への通報・連絡体制の整備
- これらを従業者に周知
- 定期的に避難・救出その他の必要な訓練の実施

2. その他の非常災害に際して必要な設備の設置等

(1) 施設・設備の安全確認

- ・地震に備えた耐震性の確認や火災に備えた不燃性の確認
- ・消火器・スプリンクラー等の消火設備の設置場所・有効期限の点検
- ・火災報知器・非常通報装置の点検

(2) 屋内・屋外の安全対策

- ・本棚等はロープや針金・金具等で床や壁に固定する。
(備品等が転倒すると利用者や職員が負傷したり、避難の妨げになるため。)
- ・高いところに物を置いたり、非常口や避難路をふさぐような物を置いたりしない。

(3) 食料等の備蓄

- ・食料、資機材などの備蓄と非常時持ち出しセットの準備を行う。

*食料や飲料水は、職員分も含め、少なくとも3日分は備蓄しておく。

*飲料水は1人1日3リットルが目安。

3. 非常災害対策計画の策定について

- 非常災害対策計画の内容は、職員間で十分共有する。
- 避難場所や災害時連絡体制等については、関係機関とも認識を共有する。
- 非常災害対策計画の策定後は、訓練を実施して計画の内容を検証し、見直しを行う。

● 非常災害対策計画で定めるべき具体的な項目の例

- ・ 災害に関する情報の入手方法（「避難準備情報」等の情報入手方法の確認）
- ・ 災害時の連絡先及び通信手段の確認（自治体、家族、職員等）
- ・ 避難を開始する時期，判断基準（「避難準備情報発令時」等）
- ・ 避難場所（市町村が指定する避難場所、安全なスペース等）
- ・ 避難経路（避難場所までのルート（複数），所要時間等）
- ・ 避難方法（利用者ごとの避難方法（車いす，徒歩等）等）
- ・ 災害時の人員体制、指揮系統（災害時の参集方法、役割分担、避難に必要な職員数等）
- ・ 関係機関との連携体制

4. 非常災害対策計画を策定する際のポイント

(1) 災害時の連絡先の確認

- ・「緊急連絡網」を作成し、職員の防災連絡体制を整備する。
- ・市、消防、警察等の防災関係機関への通報・連絡のための「緊急連絡先一覧」を作成しておく。
- ・施設等の利用者の家族の連絡先など、利用者に関する情報も一覧表に整理しておく。

(2) 災害時の人員体制・指揮系統

- ・災害時の役割分担をできるだけ具体的に定め、職員に周知する。

(3) 避難について

- ・各施設における「臨時休業の判断基準」を策定しておく。
- ・避難場所、避難経路、避難方法は災害の種別ごとに、施設内のものと外のものをそれぞれ定めておく。

5. 訓練について

防災訓練の実施にあたっては、訓練の実効性を高めるため、以下の点に留意する。

- (1) 避難場所や避難経路の安全性について実地確認を実施する。
- (2) 自力で避難が困難な要支援者に対する避難・救出を訓練時に実施しておく。
- (3) 夜間を想定した訓練を実施する。
- (4) 消防その他の関係機関等の協力を得て訓練を実施するように努める。
- (5) 利用者の安全対策が迅速にとれるよう、地域住民の中の協力者の参加も得て、実地で防災訓練を実施する。
- (6) 訓練実施後は、実施内容や反省点等を整理し、記録を残す。

事業継続計画の策定等について

1. 業務継続に向けた計画（BCP）等の策定や研修・訓練等の実施の義務化（全サービス）

（1）概要

令和3年の報酬改定において、感染症や災害が発生した場合も、必要な障害福祉サービスが継続的に提供できる体制を構築するため、全ての障害福祉サービス等事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定や研修の実施、訓練の実施等が義務付けられた。

（2）事業者が取り組むべき内容

- ・ サービスの提供を継続的に実施するための計画（業務継続計画）の策定
- ・ 業務継続計画を実施するための定期的な研修及び訓練
- ・ 業務継続計画の定期的な見直し

（3）業務継続計画を策定すべき期限

- ・ 令和6年3月31日まで：経過措置により、業務継続計画の策定等は「努力義務」
- ・ 令和6年4月1日以降：「義務化」
→遅くとも令和6年3月31日まで策定を完了していなくてはならない。

2. 業務継続計画に定めるべき内容について

(1) 感染症に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え（業務を継続するための体制の構築、感染症防止に向けた取組の実施、備蓄品の確保等）
- ・ 初動対応
- ・ 感染拡大防止体制の確立（保健所との連携、濃厚接触者への対応、関係者との情報共有）

(2) 災害に係る業務継続計画

- ・ 平時からの備え（建物・設備の安全対策、ライフラインが停止した場合の対策、備蓄品の確保等）
- ・ 緊急時の対応（業務継続計画発動基準、対応体制等）
- ・ 他施設及び地域との連携

3. 業務継続計画作成のポイント

(1) 正確な情報集約と判断ができる体制の構築

災害時は、情報の収集・共有体制や伝達フローの構築がポイントとなる。そのため、全体の意思決定者や各業務の担当者を決めておくこと（誰が、何をするか）、関係者への連絡フローを整理しておくことが重要。

(2) 「事前の対策」と「被災時の対策」に分けて、同時にその対策を準備

- ・「事前の対策」（今何をしておくか）としては、設備の耐震固定、浸水による危険性の確認、インフラが停止した場合のバックアップ。
- ・「被災時の対策」（どう行動するか）としては、人命安全と事業復旧に向けたルールの策定と徹底、初動対応（職員・利用者の安否確認と安全確保、建物・設備の被害点検、職員の参集等）の整理。

(3) 業務の優先順位の整理

事業所や職員の被災状況によっては、限られた職員・設備でサービス提供を継続する必要がある。そのため、職員の出勤状況、被災状況に応じて対応できるよう、業務の優先順位を整理しておく。

【参考】 「障害福祉サービス事業所等における自然災害発生時の業務継続計画（BCP）作成支援に関する研修について」（R3.12.6）

研修動画 <https://www.smartstream.jp/msad/mhlw/index.html>

こどもの安心・安全対策支援事業について

目的・背景：令和4年9月に送迎用バスへの園児置き去り死亡事案を受け、同年10月に幼児等の所在確認と送迎用バス等への安全装置の装備の義務づけを含む「こどものバス送迎・安全徹底プラン」が取りまとめられた。

障害児通所支援事業所で今後必要となる対応

- (1) 安全計画の策定
- (2) 事業所外での活動や送迎のために自動車を運行する際の児童の所在確認
- (3) 送迎を目的とした自動車へのブザーの設置

(1) 安全計画の策定

障害児の安全の確保を図るため、事業所の設備の安全点検、従業者、障害児等に対する事業所外での活動、取組等を含めた事業所での生活その他の日常生活における安全に関する指導、従業者の研修及び訓練その他事業所における安全に関する事項についての計画の策定が必要になる。

※令和5年4月～令和6年3月末までは経過措置のため「努力義務」であり、令和6年4月から「義務化」となる

(2) 事業所外での活動や送迎のために自動車を運行する際の児童の所在確認

事業者は、障害児の事業所外での活動や取組等のための移動で自動車を運行するときは、障害児の乗車及び降車の際に、点呼その他の障害児の所在を確実に把握することができる方法により、障害児の所在を確認しなければならない。また、障害児の送迎を行う際、障害児の降車時に所在を確認しなければならない。

※令和5年4月1日から義務化

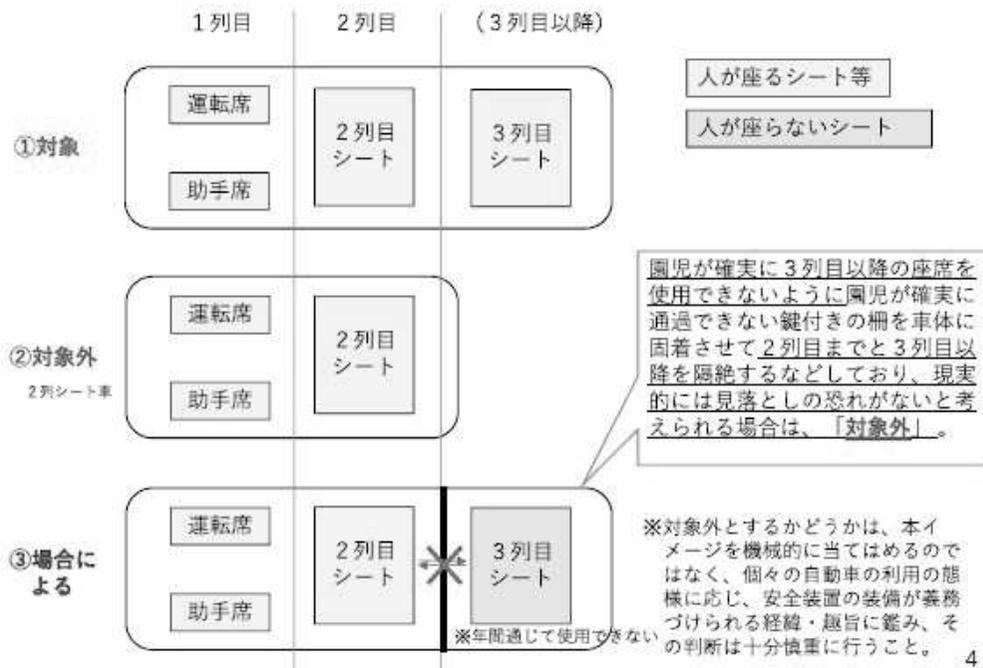
こどもの安心・安全対策支援事業について

(3) 送迎を目的とした自動車へのブザーの設置

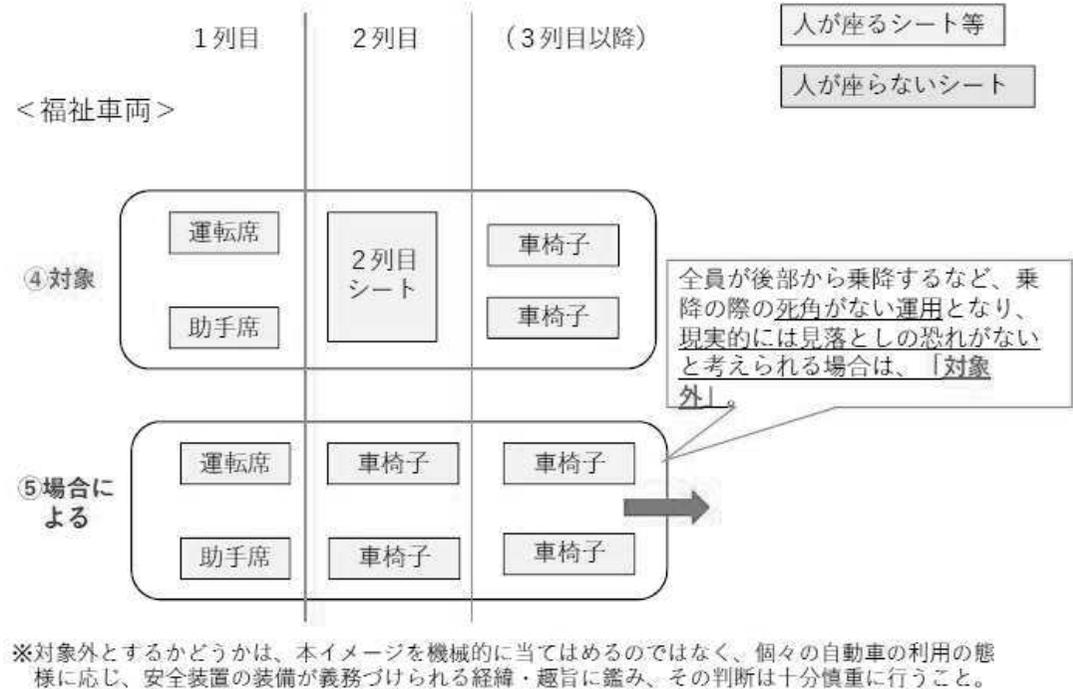
事業者は、障害児の送迎を目的とした自動車（3列以上のシートを有する車両に限る。下図参照。）を日常的に運行するときは、ブザー等により車内の障害児の見落としを防止する装置を備える必要がある。

※令和5年4月～令和6年当該自動車に3月末までは経過措置のため「努力義務」であり、令和6年4月から「義務化」となる

安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ①



安全装置の装備の義務づけの例外となる自動車のイメージ②



こどもの安心・安全対策支援事業について

(3) 送迎を目的とした自動車へのブザーの設置

義務化されるブザーの設置に係る費用のほか、見守りタグのようなICTを活用した子どもの見守りサービス等の安全対策に資する機器等の導入費用及び適切な登降園管理を行うための登降園管理システムの導入費用に係る補助事業を今後行う予定。

①送迎用バスの改修支援事業

補助対象：指定児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所、指定放課後等デイサービス事業所

補助率：定額（10/10）

基準額：1台あたり175千円以内（複数台対象車両を有する事業所はすべての車両について補助）

※補助対象となる安全装置は「送迎用バスの置き去り防止を支援する安全装置のガイドライン（国土交通省）」に適合する製品に限られるが、適合する製品を内閣府が随時リスト化しているため、導入に当たっては当該リストを御参考願います。

②ICTを活用した子どもの見守り支援事業

補助対象：指定児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所

補助率：4/5（1/5の事業者負担が発生）

基準額：200千円以内

③登降園管理システム支援事業

補助対象：指定児童発達支援センター、指定児童発達支援事業所

補助率：4/5（1/5の事業者負担が発生）

基準額：端末購入を行わない場合、200千円以内／端末購入を行う場合、700千円以内

補助事業開始の際はHPやメール等で周知しますので、申請受付開始までしばらくお待ちください。

障害福祉施設における安全の確保について —重大事故が起きうる場面—

●入浴中

【想定される事故】

- 火傷
- 転倒
- 沈溺

●食事中

【想定される事故】

- 誤嚥

・上記以外にも、日々の支援においては、あらゆる場面で事故は起こり得ます。

⇒利用者・職員の安全の確保に向けて、改めて事業所での安全確保についての職員間での意識の統一、危険箇所等の見直しをお願いします。